

秋吉台国際芸術村 施設利用案内

ホール

ホール客席2階・3階部分は、秋吉台の鍾乳洞をイメージして作られています。

1階席部分に150～200席程度椅子を設置することができ、2階3階と併せて約300席程度の客席が設置可能です。舞台部分は、昇降可能な迫(せり)仕様となっており、約60cmの高さまで設定可能です。

研修室

研修室は3室あり、各々壁面に固定のスクリーンの設置が可能で、映像利用時には遮光できるよう遮光カーテンが設置されています。2階分の天井高が確保され、圧迫感のない空間となっています。研修室1のみダンス等身体表現を伴った活動に使用できるよう床面に弾力性を持たせ、片側の壁面が鏡張りになっています。

スタジオ

スタジオは7室あり、通常の楽器練習には差支えない程度の遮音が施されています。

スタジオ1が最も広く、小規模な室内楽の練習等にも利用できます。

各部屋にアップライト(有料)が備え付けてあり、ピアノの練習やアンサンブルの練習ができます。

また、絵画・イラストレーションなどの創作活動のアトリエとして利用できます。



▲ホール展示例 2017年度採択事業より



▲ギャラリー展示例 2016年度採択事業より



▲ホール



▲中庭

ギャラリー

研修室への通路となるこのスペースは、展示用壁面が設置され、絵画、写真等のギャラリーとして使用できます。

中庭

中央ステージは、野外パフォーマンス等で使用できます。本館等の中心に位置し、建築空間的に重要な役割を担っています。また、ホール側・カフェ側の扉を開放することにより、空間的に一体化した利用も可能です。

バックステージエリア

地下1階は、事務局・スタッフ控室・楽器庫・楽屋・ラウンジ等が設けられています。

楽屋は個室タイプが2部屋、大部屋タイプが1室の合計3室あります。個室タイプの楽屋はバス・トイレ付きです。

宿泊室

客室は36室100名まで宿泊できます。お部屋にはバス・トイレ・テレビ・冷蔵庫・ポット等設置しております。※アメニティ類はご持参をお願いいたします



What's happening at AIAV now?

FACEBOOKにてイベント情報やレジデンスの様子を随時アップデートしています。QRコードよりアクセスできます。

f <https://www.facebook.com/aiav.jp>

t https://twitter.com/aiav_japan



AKIYOSHIDAI INTERNATIONAL ART VILLAGE

秋吉台国際芸術村

〒754-0511 山口県美祿市秋芳町秋吉50番地
TEL 0837-63-0020 FAX 0837-63-0021
ホームページ: <https://aiav.jp>
e-mail: info@aiav.jp

交通アクセス

- 山口宇部空港から車で約1時間
- 中国自動車道美祿ICから車で15分
- 中国自動車道小郡ICから車で30分
- JR新山口駅から車で40分
- 小郡新道秋吉台ICから車で5分
- JR新山口駅から東萩行きバスで大田中央バス停下車、タクシーで5分
- JR新山口駅から秋芳洞行きバスで秋芳洞下車、タクシーで5分

公益財団法人山口きらめき財団秋吉台国際芸術村
Akiyoshidai International Art Village

若手芸術家 育成プロジェクト 2020 募集

応募締切 2020/7/31
(応募状況により締切変更)

後援: 山口県 山口県教育委員会 美祿市 美祿市教育委員会、山口県文化連盟

若手芸術家育成プロジェクトとは

アーティストの活発な活動への支援と、一般県民に開かれた文化芸術活動の促進を図るために、山口県出身若しくは山口県在住のアーティストが秋吉台国際芸術村で行う舞台公演、滞在制作及び展示発表に対して支援する事業です。

幅広いジャンルで募集しています

音楽・ダンス・身体表現・絵画・アニメーション・写真・インスタレーション等、幅広く募集しています。

応募はどうすれば?

応募は、申込用紙(申請書)と事業計画書に必要な事項を記入し、必要な書類をそろえてお申し込みください。書式は秋吉台国際芸術村ホームページからダウンロードできます。

採用はどうやって決まる?

応募された方全員(全グループ)が必ずしも採用されるわけではありません。提出された書類をもとに慎重な審査を経て決定されます。

公益財団法人山口きらめき財団 秋吉台国際芸術村
〒754-0511 山口県美祿市秋芳町秋吉50 TEL 0837-63-0020 FAX 0837-63-0021 URL <https://aiav.jp>

申請の流れ

秋吉台国際芸術村へ電話（0837-63-0020）

若手芸術家育成プロジェクトの申請予定 とお話しください。
事業内容を確認して、ご利用希望の日程で可能かどうかお調べします。

利用可能な日程

利用が不可能な場合

申請する事ができません。
再度日程について問い合わせをしていただくことは可能です。

申請書の作成

実施可能な日程が決まったら、次の書類を芸術村に提出してください。
(1) 若手芸術家育成プロジェクト申請書（別記第1号様式）
(2) 事業計画書（別記第2号様式）
(3) 履歴書（自由様式）
(4) 添付資料：参考となるパンフレット等
(1)～(2)の書類は、挟み込みの資料をご利用いただくか、データを受け取ってください。

申請書の提出

申請書が提出されましたら、支援の採択の審査を行います。
意欲的、先駆的、実験的な計画をお待ちしています。

支援採択 決定

支援採択が決定しましたら、内容について打合せを行います。
変更や内容の一部中止等あった場合は、別途申請書の提出が必要です。速やかにご連絡ください。

事業実施

実施報告書の提出

終了後 30 日以内に実績報告書をご提出ください。

令和2年度 若手芸術家育成プロジェクト ー舞台公演支援プログラム ー滞在制作支援プログラム

募集要領

アーティストの活発な創作活動への支援と、一般県民に開かれた文化芸術活動の促進を図るために、山口県出身若しくは山口県在住のアーティストが秋吉台国際芸術村で行う舞台公演、滞在制作及び展示発表に対して支援する事業です。

(支援対象者)

アート又は芸術の創作活動に取り組んでいる山口県出身者若しくは山口県在住者で、次のいずれかに該当する者とします。
(1) 芸術系教育機関に在籍若しくは在籍したことのある者
(2) 文化に触れる機会を県民に提供する意思のある者
(3) アーティストとしての活動実績のある者

(支援対象となる事業)

令和2年7月1日から令和3年3月31日の間に予定される事業。ただし、次の事業を除きます。
(1) 営利を目的とすると認められるもの
(2) 宗教的、政治的な意図があると認められるもの
(3) 公益財団法人山口きらめき財団から、支援事業の助成金が交付されるもの

(支援の内容)

原則として、次の各号の費用について予算の範囲内で支援します。
(1) 芸術村の施設利用料(宿泊棟含む)、器具利用料(附帯設備を含む)
(2) 舞台公演に係る印刷費及びピアノ調律費
(3) 滞在制作及び展示発表に係る制作費

(応募方法)

次の書類を作成し、芸術村に提出してください。
①申請書(別記第1号様式)
②事業計画書(別記第2号様式)
③履歴書
④実績を証する資料
⑤その他芸術村の村長が必要と認める書類

(募集期間)

令和2年7月31日まで随時受付
(応募状況により締め切りが変更になる場合があります)

(支援の決定)

芸術村で採否を決定し、申請者に通知します。
審査に当たっては、経歴、計画の内容(芸術村の特色を生かした演出、プログラムのオリジナリティ)、過去の支援状況等を考慮します。
書類提出の際は、記入不備がないようお願いいたします。
なお、採否の理由に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

(決定後の変更、中止)

決定後に計画の大幅な変更があった場合や事業を中止する場合は、それぞれ事業計画変更承認申請書若しくは事業中止(廃止)申請書を提出し、芸術村の村長の承認を得てください。

(事業の報告)

事業を完了したときは、事業完了の日から30日以内に実績報告書を提出してください。(支出を証明する書類の提出は特にありませんが、芸術村が提出を求める場合がありますので保管をお願いします)

(支援決定の取り消し等)

次の各号のいずれかに該当するときは、支援決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
(1) この要領に違反したとき
(2) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき

(注意事項)

- 支援の内容以外の費用は、アーティスト各自の負担となります。
- スタッフ及び委託業者による事業実施に係る写真や映像の撮影、マスコミ各社からの取材に、協力をお願いします。
- 舞台進行、作品の展示(期間中の作品のメンテナンスを含む)及び撤収作業は、原則としてアーティスト自身で行ってください。
- 舞台公演、展示発表及び滞在制作の実施期間中の保険等については、アーティスト自身で加入をお願いします。
- 印刷物を作成される場合は、必ず「秋吉台国際芸術村 若手芸術家育成プロジェクト」の記載をお願いします。